

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

政策目標 1 2 推進体制の整備・強化

具体的な施策

- (1) 県における推進体制の充実
- (2) 市町における推進体制の整備
- (3) 女性の活躍に関する推進体制の充実

(1) 県における推進体制の充実

県において、男女共同参画にかかる多岐にわたる具体的な取組を行うため、県関係部局や市町等との連携を図り、各種施策の効率的な推進を図る。

① 長崎県男女共同参画推進会議の運営

男女共同参画社会の実現を目指し、関連する施策を総合的に推進するため、長崎県庁内に知事を議長とする「長崎県男女共同参画推進会議」を設置しており、関係各部局と連携をとりながら、計画の進捗状況の把握と情報の共有を行い、計画の確実な推進を図る。

(男女参画・女性活躍推進室)

② 長崎県男女共同参画審議会の運営

男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議する機関として、各分野の有識者等で構成する「長崎県男女共同参画審議会」を設置し、同審議会において、本基本計画の審議を行うとともに、毎年計画の進捗状況の確認などによる計画の効果的な推進を図る。

(男女参画・女性活躍推進室)

③ 長崎県男女共同参画推進センターの運営及び機能の強化

長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」において、男女共同参画に関する広報啓発や情報の提供、相談対応を行うとともに、センター職員の専門性やスキルの向上、全国女性会館協議会等との連携を強化する。また、男女共同参画を推進する人材育成や交流の機会の提供、ネットワークづくりの支援、市町や県内大学の男女共同参画推進センター等と連携した取組を進める。

(男女参画・女性活躍推進室)

④ 長崎県男女共同参画推進員等との連携

男女共同参画に関する意欲と知識を有し、地域の指導者となりうる方で、地域と行政をつなぐ役割を担う人材に対し長崎県男女共同参画推進員として県内の男女共同参画推進に関する普及啓発業務を委嘱している。また、元推進員で、現推進員に協力して地域に密着した活動を行う人材を長崎県男女共同参画アドバイザーとして任命している。

推進員、アドバイザー、市町並びに関係団体等とのネットワーク化による推進体制づくりを図りながら、地域における男女共同参画の啓発活動の推進に努める。

(男女参画・女性活躍推進室)

⑤ 計画の着実な実施と進捗管理

長崎県男女共同参画基本計画を着実に実施するとともに、実効性を高めるため、毎年度具体的な施策の実施状況を取りまとめて、その進捗状況を把握し、成果等の検討と評価を行い、その結果を公表するなど進捗管理を行う。
(男女参画・女性活躍推進室)

(2) 市町における推進体制の整備

市町における推進体制等の整備が促進されるよう、市町職員を対象とした研修会の開催を支援し、情報の提供、人材育成への支援や、長崎県男女共同参画推進員・アドバイザーを通じた啓発等を行っていく。

<期待される市町の推進体制>

- 男女共同参画施策を担当する専管の課（室）または班（係）の設置、もしくは専任職員の配置の促進、及びこれらの担当窓口について住民への周知
- 教育・労働・福祉など各部門にまたがる男女共同参画施策を効率的に進めるための行政内部の関係課で構成する推進組織の設置
- 男女共同参画施策に住民代表や有識者の意見を反映させるための諮問機関の設置
- 男女共同参画社会の実現を目指す条例の制定
- 男女共同参画施策を総合的に展開し事業を着実に推進するための男女共同参画計画の策定及び女性活躍推進法に基づく市町推進計画の策定

(3) 女性の活躍に関する推進体制の充実

女性活躍推進法における協議会の役割を担う組織として官民一体の組織「ながさき女性活躍推進会議」を位置づけ、企業等の会員加入を促進するとともに、産学官の連携を図りながら、働きやすい職場環境づくりや女性の登用などを推進する。

■計画の進捗を図るための指標（基本目標Ⅳ）

指標名	基準値	基準年度	目標値	目標年度
男女共同参画基本計画策定数	18 市町	R1	21 市町	R7

